

【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、雇用環境の整備を図ることにより、全職員がその能力を十分に発揮できるよう次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2 行動目標

- (1) 所定外労働時間を月1人5時間以内とする。
- (2) 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

3 対策

- (1) 所定外労働時間を月1人5時間以内とする。
 - 令和5年4月～ 所定外労働の分析による検討開始
 - 令和7年4月～ 振休・代休の取得促進
 - 令和9年4月～ 時差出勤の推進による所定外労働の削減
- (2) 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
 - 令和5年4月～ 措置の検討開始
 - 令和7年4月～ 配慮措置等試案の検討
 - 令和9年4月～ 試案に基づき実施可能な措置の策定